

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第21号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。